

## 「審査事務規程(交通研部分)の一部改正について」に関する意見

令和8年3月2日

| 機関名       | 分類                           | 意見                                                                                                                                                                          | 理由                                                   | コメント                                                |
|-----------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 東北運輸局     | 審査関係連絡事項<br>1. (21)          | 58条の3の規定による自動車の認定要領第5の規定による認定の申請及び同認定要領第12の規定による変更の申請等をいう。<br>↓<br>58条の3の規定による自動車の認定要領第5の規定による認定の申請 <u>(以下、米国特例認定申請)</u> 及び同認定要領第12の規定による変更の申請 <u>(以下、米国特例認定変更申請)</u> 等をいう。 | 左記意見はあくまで例ですが、共通認識を醸成しやすいことから略称を設定いただけると幸甚です。        | 当該認定要領において共通認識を醸成しやすい略称は設定されていないため、原案のままとさせていただきます。 |
| 東北運輸局     | 審査関係連絡事項<br>1. (21)<br>4.1.  | 58 条の3 の規定による自動車の認定要領第5の規定による認定の申請及び同認定要領第12の規定による変更の申請等<br>↓<br>58 条の3 の規定による自動車の認定要領第5の規定による認定の申請及び同認定要領第12の規定による変更の申請等                                                   | 当該認定要領案には「」がないため。                                    | ご指摘のとおり修正しました。                                      |
| 東北運輸局     | 審査関係連絡事項<br>4.1.             | (PHP 届出 <u>及び</u> PHP 変更届出、～<br>↓<br>(PHP 届出、PHP 変更届出、～                                                                                                                     | ”及び”が2回記載されているため。                                    | ご指摘のとおり修正しました。                                      |
| 国土交通省・基準課 | 様式5-2                        | 様式 5-2 中「{保安基準の緩和を要する項目}」について「{保安基準第58条の3の適用を要する項目}」とされたい                                                                                                                   | 保安基準第58条の3は基準を緩和するものではないため                           | ご指摘を踏まえ修正しました。                                      |
| 機構本部・検査課  | 審査事務規程<br>1-3、2-2            | 「大臣認定要領」との用語を見直していただきたい。                                                                                                                                                    | 「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領」と紛らわしく混同するおそれがあるため。 | ご指摘を踏まえ修正しました。                                      |
| 機構本部・検査課  | 審査関係連絡事項<br>1. 用語の定義<br>(21) | 「同認定要領第12.の規定による変更の申請等をいう。」の「等」には何が該当するのでしょうか。                                                                                                                              | 定義中に「等」を用いると、定義がぼやけるため、書き下すべきではないでしょうか。              | ご指摘を踏まえ修正しました。                                      |
| 機構本部・検査課  | 審査関係連絡事項<br>1. 用語の定義<br>4.1. | 「同認定要領第12.の規定による変更の申請等にあつては当日」とあるが、「等」には何が含まれるのでしょうか。                                                                                                                       | 確認です。                                                | ご指摘を踏まえ修正しました。                                      |